

外部委託をされる設置者の皆様へ

## ～「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正について～

平成21年5月1日付けで「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」が改正されました。これに伴い、外部委託承認申請をされる場合は、下記の内容が外部委託契約書等に記載されている必要があります。

(設置者の皆様は契約内容をしっかりご確認ください。)

- ① 電気管理技術者等が、保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施すること
- ② 設置者が、委託契約書に記載された電気管理技術者等が保安管理業務を行っていることを確認すること
- ③ 電気管理技術者等が月次点検を行うこと及びその内容
- ④ 電気管理技術者等が年次点検を行うこと及びその内容
- ⑤ 電気管理技術者等が行う工事期間中の点検内容
- ⑥ 電気管理技術者等が、事故・故障発生時に臨時点検、再発防止策の指示等を行うこと
- ⑦ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録を確認及び保存すること
- ⑧ 電気管理技術者等は設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

※外部委託契約をされたことにより設置者としての義務<sup>1</sup>が無くなるわけではありません。電気管理技術者等に任せっきりにするのではなく、設置者自らも、自家用電気工作物の日常巡視をし、保安管理業務が契約内容に沿った点検かどうかの確認を行って下さい。

特に月次点検・年次点検は確実に実施していただくようお願いいたします。

なお、十分な保安管理業務がなされなかったために技術基準不適合となった場合は、設置者に対しては技術基準適合命令、保安管理業務を受託する者に対しては主任技術者免状返納命令等の措置が執られることがあります

---

<sup>1</sup> 次ページ参照

内規の改正についての詳細は[こちら](#)をごらん下さい。

## 自家用電気工作物設置者の義務

主に次の3点の義務が課せられています。このほかには各種の報告や工事計画の事前届出などが求められています。

### ①事業用電気工作物の維持／技術基準適合維持([電気事業法第39条](#))

→ 技術基準に適合するように維持しなければならない。

### ②保安規程の制定、届出、遵守([電気事業法第42条](#))

→ 電気工作物の保安規程を定め、当該電気工作物の使用の開始前に、届け出なければならない。(第五十条の二第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事の前に届出する必要有り)

### ③主任技術者の選任、届出([電気事業法第43条](#))

→ 主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

・主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

・主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

・電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

注:③は外部委託ではなく、選任する場合の義務です。

※上記は簡単に記載されています。

詳細につきましては[こちら](#)を御覧下さい。